



規約・機構図



きたみらい農業協同組合 青年部 規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この組織は、きたみらい農業協同組合青年部（略称・JAきたみらい青年部）と称する。

第2条 (目 的)

この組織は農業協同組合の強化発展を期するため、農業協同組合運動推進に関する啓蒙実践及び部員相互の融和協調を図るとともに、農家経営の発展、さらに農業の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

この組織は第2条の目的達成のため、下記の事業を行う。

- (1) 農協事業の推進と発展強化に関する事項
- (2) 農政問題に関する調査研究
- (3) 農業青年教育と学習に関する事項
- (4) 生活文化厚生に関する事項
- (5) 会員相互の協調と親睦を図る事項
- (6) 青年部の発展的な組織化に関する事項
- (7) その他、目的達成に必要な事項

第2章 部員及び役員

第4条 (構 成)

この組織の部員は、JAきたみらいの地域内において農業に従事する青年で、本青年部の目的に賛同する者をもって構成する。

第5条 (部員の加入・脱退)

この組織に加入又は脱退する部員は、加入又は脱退届を部長に提出しなければならない。

第6条 (役 員)

この組織は役員として部長1名、副部長2名、理事4名、監事2名（内代表監事1名）の9名を置く。代表監事については、組織内運営を円滑に行うため、前年度三役より1名を代表監事として留任させる。

2. この組織の役員は各支部の支部長が就く。ただし、部員が60名以上の支部については、支部長と同等の権限を有した副支部長も就き、理事及び監事に就任する。その選出については互選とする。
3. 部長1名、副部長2名は、任期を以って退任する理事及び監事から協議選出し、総代会において決する。
4. 支部の役員は、支部規程に基づき置くものとし、支部役員会等において決する。

第7条 (任 務)

部長はこの組織を代表し、業務の執行の責に任ずる。副部長は部長を補佐し、部長事故あると

きは職務を代行する。理事は組織遂行にあたり、監事は組織の監査にあたる。

2. 支部長は支部を代表し、業務執行の責に任ずる。その他支部役員は支部規程に基づき業務遂行にあたる。

第 8 条 (任 期)

本部役員の内任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。欠員補充によって就任した役員は、前任役員の内残任期間とする。

2. 支部役員の内任期は、支部規程によるものとする。

第 3 章 組 織

第 9 条 (組 織)

この組織は、事業の円滑なる運営と推進を積極的に進めるために支部を置き、次ぎの 3 支部により構成する。

- (1) 西支部、南支部、東支部
- (2) 各支部は本青年部として統一的な活動を展開するとともに、自主的な活動も併せて行う。
- (3) 支部の運営に関する事項は各支部の自主性に委ね、支部ごとに定めるものとする。

第 4 章 総 会

第 10 条 (総 代 会)

この組織の総会は、定期総代会及び臨時総代会とする。

- (1) 定期総代会は、毎年 2 月にこれを行う。
- (2) 臨時総代会は部長が必要と認めるとき及び部員の 3 分の 1 以上の要請がある場合これを開く。
- (3) 総代会は、各支部の総代員をもって構成する。
- (4) 総代会は代議員の 2 / 3 以上の出席をもって成立する。
また書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- (5) 各支部において、活動報告会を開催することとし、少なくとも総代会前には終了しているものとする。
- (6) 非常事態等、代議員が一同に参集することで営農リスクを伴う場合は、役員協議の判断で書面議決方式又はweb開催によって会を執行できる。

第 11 条 (総代構成)

総代会は各支部の事業年度末の部員数で、下表に基づき、代議員とする。

支 部	20人	21～	31～	41～	51～	61～	71～	81～	91～	101～
部員数	以下	30人	40人	50人	60人	70人	80人	90人	100人	110人
代議員数	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

2. 地区部員数が 111 人以上の場合は代議員数を 18 名とする。
3. 総代の任期は 1 年とし、再選は妨げない。
4. 総代は各支部で選任し、事務局に名簿を提出する。
5. 総代で欠員が生じた場合は、各支部で補充する。

第 12 条 (議決事項)

次の事項は総代会の議決を得なければならない。

- (1) 規約の制定並びに変更
- (2) 会費の賦課及び徴収方法
- (3) 毎事業年度計画及び収支予算の設定並びに変更
- (4) 毎事業年度事業報告及び決算の承認
- (5) 役員を選任
- (6) その他必要と認めた事項

第 13 条 (議 事)

総代会における議決権は各代議員 1 個とし、議決は出席代議員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

2. 議長は総代会において、役員以外から選出する。

第 5 章 会 議

第 14 条 (会 議)

この組織の会議は次の通りとする。

- (1) 三役会議、役員会、支部長会議
- (2) いずれの会議も必要のつど部長が招集し、本組織の執行について協議する。但し、理事の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。
- (3) 全ての会議の議長は、部長がこれにあたる。
- (4) 支部に係る会議については、支部規程に基づきこれを開く。
- (5) 会議についてはweb使用も可能とする

第 6 章 事 務 局

第 15 条 (事 務 局)

この組織の事務局をきたみらい農業協同組合に置く。

- (1) 本部に事務局長 1 名、事務局員 1 名を置く。
- (2) 各支部に支部事務局員を置く。

第 7 章 会 計

第 16 条 (会 計)

この組織の経費は部員の会費、事業収入、寄付金、助成金、その他収入をもってこれにあてる。

- (1) 事業年度は 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月末日に終る。

附 則

この規約は平成16年2月19日より施行する

この規約は平成17年2月10日より施行する

この規約は平成22年2月22日より施行する

この規約は平成24年2月18日より施行する

この規約は平成25年2月17日より施行する

この規約は平成26年2月22日より施行する

この規約は平成27年2月18日より施行する

この規約は平成30年2月14日より施行する

この規約は令和 2年2月 7日より施行する

この規約は令和 3年2月15日より施行する

この規約は令和 6年2月14日より施行する

きたみらい農業協同組合 女性部規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この組織はきたみらい農業協同組合女性部（略称JAきたみらい女性部）と称する。

第2条 (目 的)

この組織は部員が協力してJAの事業を中心に、女性の地位向上と生活の合理化を図り、住みよい豊かな地域社会づくりと共に部員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

この組織は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 部員相互の連絡親睦に関する事項
- (2) 部員の協同意識の昂揚に関する事項
- (3) 農協事業の推進に関する事項
- (4) 部員の文化教養並びに生活改善に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事項

第2章 部員及び役員

第4条 (構 成)

この組織の部員は、JAきたみらい管内の区域内に在る女性で、本女性部の目的に賛同する者をもって構成する。

なお、年齢制限は、特に定めないものとする。

第5条 (部員の加入・脱退)

この組織に加入又は脱退しようとする部員は、加入又は脱退届を部長に提出しなければならない。

第6条 (役 員)

この組織に役員として部長1名、副部長2名、理事4名、監事2名の9名を置く。

2. この組織の役員として各支部の支部長6名は、理事（4名）及び監事（2名）に就任し、その選出は互選とする。
3. 部長1名、副部長2名は、任期を以って退任する理事及び監事から協議選出し、総代会において決する。
4. オホーツク地区役員へ選出要請ある時は、部長1名、副部長2名の協議により、1名が本組織の代表として選出する。但し、協議方法は部長1名と副部長2名に一任するものとする。
5. 支部の役員は、支部内規程の通り置くものとし、支部役員会等において決する。

第7条 (任 務)

部長は組織を代表し、業務執行の責に任ずる。副部長は部長を補佐し部長事故あるときはその職務を代行する。

2. 理事は部長、副部長を補佐し業務の執行に当る。監事は本部会計を監査する
3. 支部長は支部を代表し支部業務執行の責に任ずる。

4. 副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときはその職務を代行する。
支部監事は支部会計を監査する。

第 8 条 (任 期)

役員の任期は 1 年とする。但し、再選は妨げない。欠員補充によって就任した役員は前任役員の残任期間とする。

第 9 条 (顧問・参与)

この組織には、顧問、参与を若干名置くことができる。

第 3 章 組 織

第 10 条 (組 織)

この組織は、事業の円滑なる運営と推進を積極的に進めるために支部を置き、次の 6 支部により構成する。

- (1) 西支部、置戸支部、訓子府支部、上常呂支部、北見支部、端野支部
- (2) 各支部は本女性部として統一的な活動を展開するとともに、自主的な活動も併せ行う。
- (3) 支部の運営に関する事項は各支部の自主性に委ね、支部ごとに協議し行なうものとする。

第 4 章 機 関

第 11 条 (総 代 会)

この組織は総会に代わる総代会を設ける。

- (1) 総代会は、この組織の最高決議機関である。
- (2) 部長は毎年 1 回 2 月に通常総代会を招集する。
但し、次の場合は臨時総代会を開くことができる。
 - 1) 役員会が必要と認めたとき
 - 2) 部員がその 2 分の 1 以上の同意を得て総代会の招集を請求したとき
- (3) 総代会は、各支部の代議員をもって構成する。
- (4) 総代会は代議員の 2 / 3 以上の出席をもって成立する。
また代理人 (委任状) を以って議決権を行う者はこれを出席者とみなす。
- (5) 各支部において支部活動報告会を開催することとし、その資料を総代会前に事務局に提出することとする。
- (6) 非常事態等、代議員が一堂に参集することで営農リスクを伴う場合は、役員協議の判断により書面議決方式で会を執行できる。

第 12 条 (総代構成)

総代会は各支部の事業年度末の部員数で、下表に基づき、代議員とする。

支 部 部員数	20人 以下	21～ 30人	31～ 40人	41～ 50人	51～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～
代議員数	3人	5人	6人	8人	9人	11人	12人	13人

2. 代議員の任期は1年とし再選を妨げない。
3. 代議員は各支部で選任し、事務局に名簿を提出する。
4. 代議員で欠員が生じた場合は、各支部で補充する。

第13条（議決事項）

次の事項は総代会の議決を得なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の賦課及び徴収方法
- (3) 毎事業年度計画、収支予算の設定変更
- (4) 毎事業年度事業報告及決算の承認
- (5) 役員の選任
- (6) その他必要と認められた事項

第14条（議 事）

総代会に於ける議決権は各代議員1箇とし、議決は出席代議員の過半数を以て決する。可否同数のときは、議長が決定する。

2. 議長は総代会において、役員以外から選出する。

第5章 役 員 会

第15条（役員会）

役員会は部長がこれを招集し、下記事項を付議する。

- (1) 総代会に関する事項
 - (2) この部の業務執行に関する事項
 - (3) その他必要なる事項
2. 役員会の議長は、部長がこれにあたる。

第6章 事 務 局

第16条（事務局）

この組織の事務局をきたみらい農業協同組合に置く。

- (1) 本部に事務局長1名、事務局員1名を置く。
- (2) 各支部に支部事務局員を置く。

第7章 会 計

第17条（会 計）

この組織の事業年度は2月1日に始まり翌年1月末日に終る。

2. 経費は部員会費等の負担金、寄付金、助成金、その他収入による。

附 則

この規約は、平成16年3月 3日から施行する。

この規約は、平成20年2月21日から施行する。

この規約は、平成22年2月25日から施行する。

この規約は、平成23年2月24日から施行する。

この規約は、平成24年2月15日から施行する。

この規約は、平成25年2月17日から施行する。

この規約は、平成29年2月14日から施行する。

この規約は、令和 3年2月15日から施行する。

きたみらい農業協同組合 フレッシュミズ 規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この組織は、きたみらい農業協同組合フレッシュミズ（略称JAきたみらいフレッシュミズ）と称する。

第2条 (目 的)

この組織は、会員が協力してJAの事業を中心に、農村女性の地位向上と生活の合理化を図り、住みよい豊かな農村を建設すると共に加盟会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

この組織は、第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と交流に関する事項
- (2) 会員の協同意識の昂揚に関する事項
- (3) 農協事業の推進に関する事項
- (4) 会員の文化教養並びに生活改善に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事項

第2章 部員及び役員

第4条 (構 成)

この組織の会員は、JAきたみらい管内の区域内に在する女性で、本フレッシュミズの目的に賛同する者をもって構成する。

なお、年齢制限は、特に定めないものとする。

第5条 (部員の加入・脱退)

この組織に加入又は脱退しようとする会員は、加入又は脱退届を会長に提出しなければならない。

第6条 (役 員)

この組織の役員として会長1名、副会長2名、監事1名の4名を置く。

2. 会長1名、監事1名は任期を以って退任する副会長2名による協議によって選出する。但し、協議選出方法は副会長2名に一任するものとする。

尚、2項によって選出された役員は総代会において決する。

第7条 (任 務)

会長は組織を代表し、業務執行の責に任ずる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

2. 監事は会計を監査する。

第8条 (任 期)

役員の内任期は1年とする。欠員補充によって就任した役員は前任役員の内残任期間とする。

第 9 条 (顧問・参与)

この組織には顧問、参与を若干名置くことができる。

第 3 章 機 関

第 10 条 (総 会)

この組織は総会を設ける。

- (1) 総会は、この組織の最高決議機関である。
- (2) 会長は毎年 1 回 2 月に通常総会を招集する。
但し、次の場合は臨時総会を開くことができる。
 - 1) 役員会が必要と認めたとき
 - 2) 会員が 2 分の 1 以上の同意を得て、総代会の招集を請求したとき。
- (3) 総会は、全会員によって構成する。
- (4) 総会は代議員の 2 / 3 の以上の出席をもって成立する。また代理人 (委任状) をもって議決権を行う者はこれを出席者とみなす。
- (5) 様々な災害において、営農のリスクを負い兼ねない場合は、役員協議の判断で書面議決方式によって会を執行できる。

第 11 条 (議決事項)

次の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の賦課及び徴収方法
- (3) 毎事業年度計画、収支予算の設定変更
- (4) 毎事業年度事業報告及び決算の承認
- (5) 役員を選任
- (6) その他必要と認めた事項

第 12 条 (議 事)

総会に於ける議決権は会員 1 箇とし、議決は会員の過半数を以って決する。可否同数のときは議長が決定する。

2. 議長は総会において、役員以外から選出する。

第 4 章 役 員 会

第 13 条 (役 員 会)

役員会は部長がこれを招集し、下記事項を付議する。

- (1) 総会に関する事項
 - (2) この部の業務執行に関する事項
 - (3) その他必要なる事項
2. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第5章 事務局

第14条（事務局）

この組織の事務局をきたみらい農業協同組合に置く。

- 事務局長1名、事務局員1名を置く。

第6章 会計

第15条（会計）

この組織の事業年度は2月1日に始まり翌年1月末日に終る。

- 経費は会費、助成金、寄付金、その他収入による。

附 則

この規約は、平成16年2月12日から施行する。

この規約は、平成19年2月6日から施行する。

この規約は、平成22年2月10日から施行する。

この規約は、平成23年2月8日から施行する。

この規約は、平成24年2月15日から施行する。

この規約は、平成26年2月20日から施行する。

この規約は、平成28年2月16日から施行する。

この規約は、平成31年2月14日から施行する。

この規約は、令和2年2月18日から施行する。

この規約は、令和3年2月16日から施行する。

この規約は、令和6年2月15日から施行する。



JAきたみらい外郭組織 機構図

